平成２８年（フ）第２８号
奈良市西大寺赤田町１丁目４番13―503号
債務者　大谷　和也
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２９号
奈良市西大寺赤田町１丁目４番13―503号
債務者　大谷千惠子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６４号
奈良県桜井市大字初瀬4756番地　８－１
債務者　向田ゆかり
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５号
山口県周南市桜木３丁目12番27号　嘉広荘202号
債務者　佐古美津江
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第６号
愛媛県松山市柳原21番地
債務者　堀井　俊也
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
愛媛県松山市和泉北１丁目12番21号　コーポささき203号
債務者　森本　　均
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６号
愛媛県松山市小坂４丁目16番５号　サントハウス301号
債務者　髙石亜佑美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８号
愛媛県松山市桑原７丁目５番30号　グレースＫ　302号
債務者　田中　雄二
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
愛媛県新居浜市中西町16番14号
債務者　新谷　美加
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３８号
佐賀市高木瀬東６丁目９番1224号
債務者　江口　祐樹
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
佐賀県小城市三日月町久米1865番地　スカイハイツ　101号
債務者　元村　康生
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４２号
佐賀県小城市三日月町久米1865番地　スカイハイツ　101号
債務者　元村佐恵子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
佐賀県鳥栖市真木町1970番地５　グランドセレブ真木411
債務者　河野真由美
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
北海道小樽市新光２丁目14番36号、前住所北海道小樽市新光１丁目41番７号　ＦＵＬＬＨＯＵＳＥ203号室
債務者　杉村　鉄治
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２３号
北海道小樽市新光１丁目３番26号　ピアコート新光103号室
債務者　林　　周司
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第５２３０号
大阪市西成区花園北２丁目７番２―608号
債務者　杉本　陸良
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３６７号
大阪府大東市谷川１丁目３番18号　サンハイツ谷川103号
債務者　辻　登美子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部